



ペダルなし二輪遊具のSG基準

制定

一般財団法人 製品安全協会

ペダルなし二輪遊具 専門部会 委員名簿

	氏名	所属	(委員は五十音順)
(部会長)	西田 佳史	東京科学大学	
(委員)	井手川 直樹	一般社団法人日本キッズバイク安全普及推進協会	
	大久保 政欣	一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所	
	岡島 和嗣	株式会社 Ampus	
	金井 淳一	アイデス株式会社	
	金丸 淳子	元 公益財団法人共用品推進機構	
	金 煥永	マイクロスクーター・ジャパン株式会社	
	佐藤 文将	株式会社玉越工業	
	佐藤 理沙	主婦連合会	
	布施 真行	株式会社ダッドウェイ	
	水谷 藤雄	一般財団法人ポーケン品質評価機構	
	柳田 裕里江	ピープル株式会社	
	山田 宏幸	一般財団法人日本車両検査協会	
	和田 慈	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談委員協会	
(オブザーバー)	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課 東京都 生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会		

ペダルなし二輪遊具のSG基準

SG Standard for two-wheeled playground equipment with no pedal

1. 基準の目的

この基準は、ペダルなし二輪遊具の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ペダルなし二輪遊具について適用する。

ここでいうペダルなし二輪遊具とは、幼児が遊具として使用するペダルがない二輪車であって、フレーム体、車輪、ハンドル、サドルを有しており、推進力は足裏で地面をけることによって得るものをいう。車輪径は車輪の呼び「14」（14インチ）を上限とする。

3. 種類

ペダルなし二輪遊具の構造の種類は次のとおりとする。

- 1 ブレーキのあるもの
- 2 ブレーキのないもの

ペダルなし二輪遊具の形状の種類は次のとおりとする。

- イ ペダルなし二輪遊具単体のもの
- ロ ペダルなし二輪遊具以外の形状に変形するもの

ペダルなし二輪遊具の販売時の形態の種類は次のとおりとする。

- A 完全組立車で販売されるもの
- B 完全組立車で販売されないもの（購入者・使用者が組立を行うことを前提に販売するもの）※

4. 安全性品質

項目	基準	基準確認方法
1. 外観	<p>1. ペダルなし二輪遊具の外観は次のとおりとする。</p> <p>(1) 通常の走行、取扱操作および点検のとき、身体に危害を及ぼすおそれのある鋭いかど、とがり、ばり、かえりなどがなく、</p> <p>(2) 各部の仕上げは良好で、著しいガタ等がないこと。</p> <p>(3) ブレーキを有するものにあつては、ブレーキレバーの端部は丸め加工を施すこと。</p> <p>(4) 外部に現れるボルト・ナットなどの先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(5) サドルは正しく組付けたとき、前後左右に著しい傾きがないこと。</p> <p>(6) 上方から見た時に前後車輪の回転の中心面はフレーム体の中心</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>2. 各部の構造および寸法</p> <p>2.-1 一般</p>	<p>線上にあること。</p> <p>(7) ハンドルは首、頭などが挟まらない構造であること。</p> <p>(8) ペダルユニットを取り付けることのできる製品にあっては、次に掲げるリフレックスリフレクタを備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・反射光が白色となるフロントリフレクタ又は反射テープを前車輪ハブ軸より上方に備えること。 ・反射光が赤色となるリヤリフレクタを後輪ハブ軸より上方に備えること。 ・反射光が黄色となるペダルリフレクタをペダルの前面および後面に備えること。 ・反射光が白色又は黄色となるサイドリフレクタ又は反射テープを車体両側面から確認できる位置に備えること。 <p>(9) ペダルユニットを取り付けることのできる製品にあっては、衣服、手足などの噛み込みを防止するためのチェーンケースを備えること。</p> <p>2. 各部の構造および寸法は次のとおりとする。</p> <p>2-1 ペダルなし二輪遊具の完成車状態における構造および寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1) ペダルなし二輪遊具の幅は0mm以上0mm 以下であること。</p> <p>(2) ハンドル操作はスムーズにできること。ハンドルバーにパッドカバーを装着するものはハンドル操作に影響がないこと。</p> <p>(3) 車輪とフレームまたはフロントフォークとを固定する取り付け部には、クイックリリース機構を使用していないこと。</p> <p>(4) 脱輪を防止する措置が講じられていること。</p> <p>(5) 車輪の回転はスムーズで異音・ガタが生じないこと。</p> <p>(6) ハンドルポスト（又はハンドルステム）及びシートポストは、はめ</p>	

項目	基準	基準確認方法
2.-2 ブレーキ	<p>合わせ限界標識を有し、はめ合わせ限界を超えない位置で固定されていること。</p> <p>(7)ペダルユニットを取り付けることのできる製品にあつては、ペダルユニットを取り付けた時のペダル接地角は0°以上であること。</p> <p>2-2 ブレーキを有するものにあつては、次の各号に適合するものであること。</p> <p>(1)ブレーキワイヤの長さは、操作上必要な長さとし、著しいたるみがないこと。またブレーキ系統は円滑に作動すること。なお、インナーワイヤの末端は、ほつれないようONの離脱力に耐えるワイヤキャップなどによって処理していること。</p> <p>(2)ブレーキレバーは、前ブレーキ用にあつてはハンドルバーの右、後ブレーキ用にあつてはハンドルバーの左に配置すること。</p> <p>(3)ブレーキレバーの外側とにぎりの外側との距離はレバー先端から0mmの部分を除き、0mm以内に調整可能であること。</p> <p>(4)後ブレーキの制動力は、レバー先端から0mmの位置にONの操作力を加えた時に40N以上であること。前ブレーキの制動力は、ONの操作力を加えたときにON以上0N以下であること。</p> <p>なお、操作力を加えた際に、ブレーキレバーが引ききった状態でグリップに接触してもよいものとする。ただし、ONの操作力を加えた際には接触しないこと。</p>	
2.-3 操作部	<p>2-3. ペダルなし二輪遊具の操作部は次のとおりとする。</p> <p>(1)ハンドル操作角度 操作角度がその構造等により制限されないものにあつては、取扱説明書にその旨および使用上の注意事項を記載すること。</p> <p>(2)にぎり にぎりの指がかかる部分の円周長さは0mm以上0mm以下の範囲であること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 強度</p> <p>3.-1 操作部</p> <p>3.-2 足載せ部</p> <p>3.-3 走行耐久性</p> <p>3.-4 耐衝撃</p>	<p>(3) グリップエンドプロテクタにぎりの外端部は樹脂製のグリップエンドプロテクタであって、グリップエンド外周端とグリップ表面の段差は0mm 以上であること。</p> <p>3. 各部の強度は次のとおりとする。</p> <p>3-1. 前車輪を左右に動かないように固定し、ハンドルバーにON・mのトルクを加えたとき、ハンドルバーが回転しないこと。</p> <p>3-2. 足載せ（足置き）を有するものにあつては、強度試験を行ったとき、破断・き裂などの異状がないこと。</p> <p>但し、足載せ（足置き）の構造がフレームと一体もしくは、実質的にフレームそのものが足載せ（足置き）に加わる力を負担する構造のものにあつては、本項を適用しない。</p> <p>3-3. 走行耐久性試験を行ったとき、各部に破損、変形、き裂ならびに使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>3-4 側方転倒試験および落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、変形、き裂ならびに使用上支障のある異状がないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
4. 材料	<p>4.</p> <p>(1) 合成樹脂材料製のグリップおよびグリップエンドプロテクタ、並びに合成樹脂・合成繊維材料附属品は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(2) 金属材料は防錆処理が施されていること。</p>	
5. 付属品	<p>5. ベル、スタンド等の付属品を有するものによっては、身体に危害を及ぼすおそれのある鋭いかど、とがり、ばり、かえりなどがないこと。</p>	

5. 表示および取扱説明書

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. ペダルなし二輪遊具には、フレームの見やすい箇所に容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	

項目	基準	基準確認方法
2. 取扱説明書	<p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 製造ロットなどを示す車体番号</p> <p>(4) 適用年齢範囲および耐荷重</p> <p>(5) 交通のひんぱんな道路において使用しない旨。坂道で使用しない旨。についてステッカーなどで表示すること。</p> <p>(6) 前後輪両方にブレーキを有するものは、前ブレーキのみで制動しない旨。また、転倒につながる急ブレーキを避ける旨。</p> <p>(7) 空気を入れるタイヤを有するものにあつては、標準空気圧又は最大空気圧を（タイヤを使用状態に装着したときのサイドウォール部に）表示すること。</p> <p>2. ペダルなし二輪遊具の取扱説明書には次の主旨を記載したものを添付すること。ただし、該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>なお、一般消費者（保護者等）が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。また、特に注意を必要とする事項は、文字を大きくしたり、色別にするなどして、強調することが望ましい。</p> <p>(1) 保護者等は、取扱説明書を必ず読み、読んだ後、保管すること。また、乗員に使用上の注意事項を説明し理解させる旨。</p> <p>(2) 交通のひんぱんな道路において使用しない旨。坂道で使用しない旨。</p> <p>(3) 自動車の周辺で使用しない旨。</p> <p>(4) 乗車時は、保護者等の目の届くところで使用し、注意を払う旨。</p> <p>(5) ヘルメットを着用する旨。</p> <p>(6) プロテクタの着用を推奨する旨。</p> <p>(7) 使用前に各部の点検を行い、異状があるときは使用しない旨。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>および点検・調整に関する方法。特にサドル高さは制動を足に頼るため乗員がサドルに座った際にひざを少し曲げた状態で両足裏が路面につくように調整する旨。</p> <p>(8) 走行中に前車輪に乗員の着衣や足等が挟み込まれて前車輪がロックして前のめりに転倒しやすいことへの注意を記載する旨。</p> <p>(9) 制動は足に頼るため、安全な距離を保ち、速度を出し過ぎないように使用する旨。</p> <p>(10) 〇歳以下の幼児はブレーキ操作能力の個人差や握力が限定されるためブレーキレバー操作のみにのみに頼った制動には限界があり、主たる制動は足で行うことが望ましい旨。</p> <p>(11) ブレーキを有するものにあつては、ブレーキの調整に関すること。 また、前後輪両方にブレーキを有するものにあつては、前ブレーキのみで制動しない旨。および、転倒につながる急ブレーキを避ける旨。</p> <p>(12) 操作角度に制限がないものにあつては、走行中に急ハンドル操作をすると急制動となり、慣性で前方への転倒や、ハンドルバー端部を体にぶつけるリスク等が生じる旨。</p> <p>(13) 夜間または暗所での使用を避ける旨。</p> <p>(14) 雨天、雪、強風、悪路走行時の使用における注意。</p> <p>(15) 保管上の注意事項（雨ざらしにしないなど）。</p> <p>(16) 部品交換できるものにあつてはそれに関する情報（交換用標準部品など）提供。</p> <p>(17) SG マーク制度は、製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨</p> <p>(18) 耐荷重を含む仕様、性能等に関すること。</p> <p>(19) 適応乗員の情報（身長、体重、</p>	

項目	基準	基準確認方法
3. 組立説明書	<p>年齢等)。</p> <p>(20) その他の形態に変更するもの にあつては、形態変形後の SG マーク制度の適用範囲を明記 すること。</p> <p>(21) 製造事業者または販売事業者 の名称、所在地、電話番号。対 応可能な場合はホームページ 又は電子メールアドレスも記 載すること。</p> <p>3. 完全組立車で提供されないペ ダルなし二輪遊具にあつては、 次の内容を含んだ適切な組立 説明書を添付すること。また、 組立説明書および付属工具類 は保管しておくこと。なお、一 般消費者が容易に理解できる よう図で明示するのが望まし い。また、特に注意を必要とす る事項は、文字を大きくした り、色別にするなどして、強調 することが望ましい。</p> <p>なお、取扱説明書と組立説明書 は一体となっていることを妨 げない。</p> <p>(1) パーツ構成および組立工程に 関すること。</p> <p>(2) 組立状態の確認および調整に 関すること。</p> <p>(3) 組立に必要な工具類に関する 情報の記載（同梱か否かも含め て）をすること。なお、工具類 を同梱しないものにあつては、 汎用工具類で組立ができるこ と。</p>	